

「マイ・ペイすリボ」年会費優遇特典条件改定のお知らせ

現在、「マイ・ペイすリボ」をご登録いただき、年に1回以上カードをご利用になれば年会費優遇特典がございますが、2022年10月年会費お支払い分からは、特典の条件が変更となります。

変更内容

条件変更開始月

年会費請求月：2022年10月お支払い分より

優遇条件

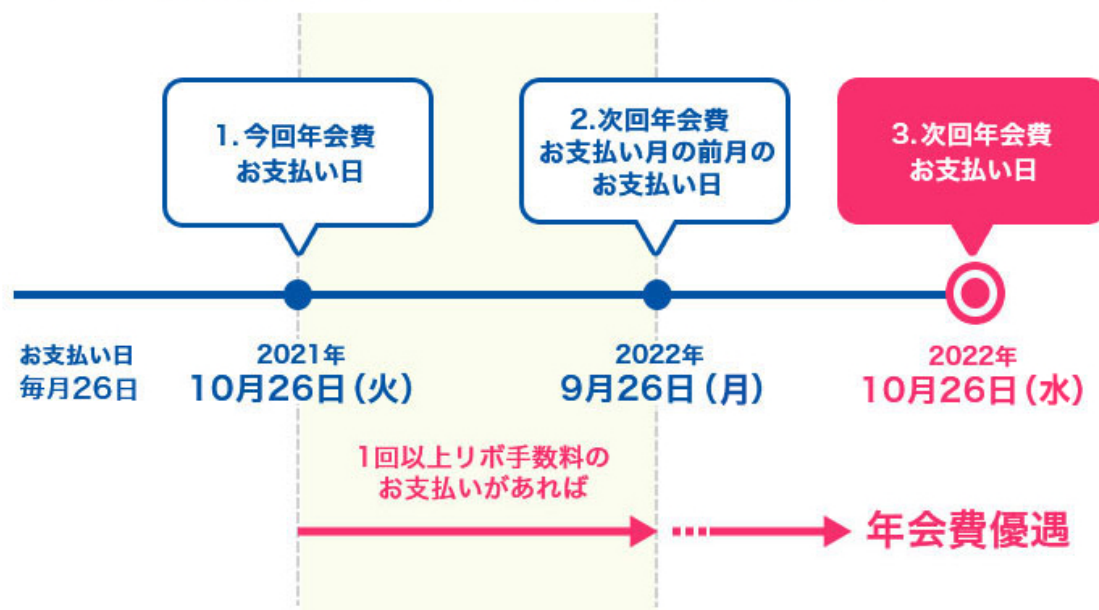
| | |
|-----|---|
| 改定前 | 「マイ・ペイすリボ」を登録のうえ、年1回以上のご利用がある |
| 改定後 | 「マイ・ペイすリボ」を登録のうえ、年1回以上のリボ払い手数料のお支払いがある (毎月のお支払い・臨時のお支払い) |

「今年年会費お支払い月」から「次回年会費お支払い月の前月」までに1回以上リボ払い手数料のお支払いがある場合が対象となります。

※一部のカード（法人カードなど）は、「マイ・ペイすリボ」年会費優遇特典の対象となりません。

<具体例>

2022年10月に年会費のお支払い予定で「マイ・ペイすリボ」を登録されている方の場合



よくあるお問い合わせ (FAQ)

Q 臨時でリボ払い残高を振込して支払った際のリボ払い手数料も対象となりますか。

A はい。前回の年会費請求月の締日翌日から、年会費請求月の締日までのお支払い分が対象となります。

(例)

年会費請求が2022年10月26日(水)の場合

2021年10月1日(金)～2022年9月30日(金)間の臨時返済時にリボ払い手数料のお支払いがあれば対象

⚠ 「マイ・ペイすリボ」年会費優遇特典改定に関するご注意

- ※ 「マイ・ペイすリボ」年会費優遇特典に関わらず、カードによっては年会費が優遇される場合がございます。
- ※ 「マイ・ペイすリボ」年会費優遇特典が適用されないカードは、本改定の対象となりません。
- ※ リボ払い手数料以外の手数料はご利用条件の対象となりません。
- ※ 「マイ・ペイすリボ」を取り消しされると年会費優遇の対象となりません。